

平成18年6月8日

株 主 各 位

岐阜県大垣市久徳町100番地

木平洋工業株式会社

取締役社長 小川 信也

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成18年6月23日午後5時までに当社に到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月24日（土）午前10時
2. 場 所 岐阜県大垣市久徳町100番地
太平洋工業株式会社 本社本館311会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第82期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、
連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第82期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)貸借対照表
および損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第82期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期の当社グループを取り巻く環境は、世界的な原油価格の上昇に伴う諸資材価格の高騰がありましたものの、国内におきましては、企業収益の改善、個人消費の回復、設備投資の増加などにより景気は緩やかな上昇が続きました。海外におきましては、米国では秋口のハリケーンによる一時的な下振れはあったものの、個人消費や住宅投資の増加が続くなど景気は堅調に推移いたしました。また、アジア各国とも輸出が好調で景気は総じて順調に拡大いたしました。

この間、当社グループの主要事業分野であります自動車業界は世界的な景気回復により、国内・米国・東南アジアとも順調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは国内・外で顧客ニーズに適応した製品の拡販や需要の増加に的確に対応するとともに、品質の維持・向上や原価改善、生産性の向上などに努めてまいりました。

また、本年は中期経営計画-クリエート75-の最終年であり、TPMS（直接式タイヤ空気圧監視システム）の事業拡大やBPR活動（Business Process Re-engineering-ビジネスプロセスの抜本的見直しと情報システムの再構築）を軸とした体質革新に全社を挙げて注力するとともに、2010年を目指した中期経営計画『OCEAN-10』を策定いたしました。

この結果、当社グループの業績につきましては、連結売上高は682億77百万円（前期比19.5%増）、連結経常利益は34億39百万円（前期比19.4%増）と過去最高を記録することができましたが、連結当期純利益は11億47百万円（前期比36.6%減）に留まりました。

連結経常利益が前期に比べ増加したのは、当社の業績および台湾・米国のプレス事業の売上が前期を上回ったことなどによります。一方、連結当期純利益が前期を下回ったのは、主に、子会社の太平洋開発株式会社（ゴルフ場を経営）において17億72百万円の減損損失を計上したことによります。

海外事業につきましては、平成17年4月に、中国におきまして天津太平洋汽車部件有限公司を出資比率100%で設立し、工場建設を進めております。

また、国内におきましては、平成17年12月に、太平洋開発株式会社の100%出資会社としてゴルフ場の運営を行う太養興産株式会社を設立いたしました。

【セグメント別の状況】

①事業の種類別の状況

プレス・樹脂製品事業

国内は、主要顧客の自動車生産台数の増加により売上高は前期を上回り、海外におきましても、米国のプレス子会社2社の業容拡大により、また、台湾の子会社は中国への輸出の増加により、売上高はいずれも前期を上回りました。

以上により、連結売上高は513億92百万円（前期比19.0%増）を計上することができましたが、連結営業利益は、新規製品の立ち上げ費用が増加したことなどから、16億60百万円（前期比3.9%減）に留まりました。

バルブ製品事業

タイヤバルブ・バルブコア製品が前期を上回り、また、TPMS製品（直接式タイヤ空気圧監視システム）が、搭載車種の増加により前期を大きく上回りました。

以上により、連結売上高は162億46百万円（前期比22.0%増）、連結営業利益は13億90百万円（前期比147.9%増）となりました。

情報・サービス事業

情報処理、人材派遣などの売上高が前期を上回り、連結売上高は6億37百万円（前期比0.4%増）となりましたが、連結営業利益は13百万円（前期比83.9%減）に留まりました。

②所在地別の状況

日本

当社のプレス・樹脂製品、タイヤバルブ・バルブコア製品およびTPMS製品の売上高が前期を上回り、連結売上高は475億8百万円（前期比15.7%増）、連結営業利益は25億5百万円（前期比25.5%増）となりました。

アジア

台湾の子会社の中国向けプレス製品の輸出が好調で前期を上回り、連結売上高は70億57百万円（前期比16.9%増）、連結営業利益は6億37百万円（前期比33.1%増）となりました。

北米

米国のプレス子会社2社が業容拡大を続けていることから、連結売上高は137億11百万円（前期比36.7%増）と増加しました。連結営業利益は、新規製品の立

ち上げロスの削減や原価改善などの合理化努力により赤字幅は減少しましたものの、材料価格の高騰もあって、連結営業損失が1億14百万円（前期の連結営業損失は3億4百万円）となりました。

なお、事業の種類別および所在地別の金額は、セグメント間取引の消去後の数値であります。

<個別決算>

当期の個別決算につきましては、売上高はバルブ関連製品が前期を下回ったものの、自動車用プレス・樹脂製品、タイヤバルブ・バルブコア製品が前期を上回り、また、TPMS製品も搭載車種の増加により前期を大きく上回りました。

以上により、当社の個別決算につきましては、売上高は518億10百万円（前期比18.4%増）、売上高の伸長により経常利益は31億4百万円（前期比28.8%増）と過去最高の売上高・経常利益を計上できましたが、当期純利益は関係会社支援損を特別損失に計上したことなどから、7億80百万円（前期比46.4%減）と減益を余儀なくされました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当社グループは、長期資金と短期資金のバランス、金利動向を勘案し、また、多様な調達方法により資金調達を実施することを基本としております。

当期におきましては、転換社債型新株予約権付社債60億円および長期借入金49億76百万円による資金調達を実施しました。

なお、当期末における転換社債型新株予約権付社債を含む借入金残高は、この資金調達と普通社債50億円の償還・長期借入金の返済・短期借入金の増減の結果、216億91百万円（前期末比61億8百万円増）となりました。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当社グループは、フリー・キャッシュ・フローのバランスを重視しつつ、投資効率を十分検討のうえ、戦略投資、新製品対応投資、合理化・自動化投資を中心に重点的な設備投資を行っております。

その結果、当期におきましては、当社グループ全体で94億2百万円（前期比58.0%増）の設備投資を実施いたしました。

事業の種類別の状況につきましては、セグメント間の内部取引消去前の数値で、プレス・樹脂製品事業では76億41百万円、バルブ製品事業は17億46百万円、情報・サービス事業は46百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

①企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当期)
売上高	百万円	41,517	46,129	50,255	57,135	68,277
経常利益	百万円	1,318	1,473	1,436	2,882	3,439
当期純利益	百万円	80	1,320	393	1,811	1,147
1株当たり 当期純利益	円	1.48	24.06	6.79	33.20	20.61
純資産額	百万円	31,056	29,679	31,384	33,211	39,423
総資産額	百万円	62,005	63,229	67,680	71,660	90,287

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、平成13年度は発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により計算しております。平成14年度以降は、当期純利益から役員賞与金を控除した金額と発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により計算しております。
2. 平成14年度の当期純利益が経常利益に比して大きいのは、主に当社が厚生年金基金代行部分返上益を特別利益に計上したことによります。
平成13年度および平成15年度の当期純利益が経常利益に比して小さいのは、平成13年度は主に当社が退職給付会計基準変更時差異償却および金融機関の株式の評価損を特別損失に計上したこと、平成15年度は主に当社が適格退職年金制度終了損を特別損失に計上したことによります。
3. 平成17年度（当期）につきましては、「1.(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

②当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (当期)
売上高	百万円	36,618	39,789	41,218	43,773	51,810
経常利益	百万円	1,428	1,656	1,846	2,410	3,104
当期純利益	百万円	197	1,498	812	1,454	780
1株当たり 当期純利益	円	3.61	27.11	14.51	26.33	13.64
純資産額	百万円	28,998	28,522	31,601	33,052	37,739
総資産額	百万円	53,618	54,914	59,947	61,739	78,516

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、平成13年度は発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により計算しております。平成14年度以降は、当期純利益から役員賞与金を控除した金額と発行済株式総数から自己株式数を控除した期中平均株式数により計算しております。
2. 平成14年度の当期純利益が経常利益に比して大きいのは、主に厚生年金基金代行部分返上益を特別利益に計上したことによります。
平成13年度および平成15年度の当期純利益が経常利益に比して小さいのは、平成13年度は主に退職給付会計基準変更時差異償却および金融機関の株式の評価損を特別損失に計上したこと、平成15年度は主に適格退職年金制度終了損を特別損失に計上したことによります。
3. 平成17年度（当期）につきましては、「1.(1)企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(5) 企業集団が対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、国内・米国・東南アジア各国とも景気拡大を持続することが期待されますものの、原油価格、金利・為替の動向など先行きは予断を許さない状況が続くものと思われまます。

当社グループの属する自動車・家電業界におきましては、品質要求レベルの高度化、安全で環境に優しい製品の開発競争などが世界規模で激化しております。

このような経営環境のなか、当社グループは新中期経営計画『OCEAN-10』に沿って、海外事業につきましては、北米のプレス事業の拡充と樹脂事業への進出や中国のプレス事業の立ち上げに注力してまいります。当社につきましては、当社グループの中核として、TPMS製品の事業拡大、東大垣工場のプレス工場の建設を推進するとともに、安全・品質・コストを造り込む技術開発、顧客ニーズにマッチした新製品・新技術の開発、地球環境保全に努め、また、これらの課題を担うことのできる人財の育成などの基盤整備に注力し、企業の社会的責任を果たす社会から評価される企業（e-company）を目指してまいります。

2. 会社の概況

(1) 企業集団の主要な事業内容

(以下の説明は、特に記載のない限り当期末現在の状況であります。)

事業区分	主要な生産品目・事業内容	
プレス・樹脂製品事業	自動車用プレス・樹脂製品	ホイールキャップ、フード・トランクヒンジ、オイルパン、エンジンカバー、車体骨格部品、カーエアコン用ファン
	家電用プレス・樹脂製品 金型	ルームエアコン用各種ファン・ルーバー プレス金型、樹脂金型
バルブ製品事業	タイヤバルブ・バルブコア製品	タイヤバルブ、バルブコア、バルブ付属品
	バルブ関連製品	冷凍空調用冷媒バルブ、リリーフバルブ、チェックバルブ、電動膨張弁、電動三方弁
	TPMS製品	自動車用TPMS（直接式タイヤ空気圧監視システム）
	電子機器製品	産業用・レジャー用マイコン制御機器
情報・サービス事業	情報関連事業	コンピューターによる情報処理、ソフトウェアの開発・売買
	サービス関連事業	油脂類の売買、損害保険の代理業務、労働者の派遣業務、ゴルフ場の経営

(2) 企業集団の主要な営業所および工場

< 当社 >

本社	岐阜県大垣市久徳町100番地		
西大垣工場	岐阜県大垣市	北大垣工場	岐阜県神戸町
東大垣工場	岐阜県大垣市	美濃工場	岐阜県美濃市
養老工場	岐阜県養老町	東京支店	東京都新宿区

< 連結子法人等 >

(国内)

ピーアイシステム株式会社	岐阜県大垣市
太平洋産業株式会社	岐阜県大垣市
太平洋開発株式会社	岐阜県大垣市
太養興産株式会社	岐阜県大垣市

(海外)

PACIFIC INDUSTRIES USA INC.	米国	オハイオ州
PACIFIC INDUSTRIES AIR CONTROLS, INC.	米国	オハイオ州
PACIFIC MANUFACTURING OHIO, INC.	米国	オハイオ州
TAKUMI STAMPING INC.	米国	オハイオ州
太平洋汽門工業股份有限公司	台湾	台中市
太平洋バルブ工業株式会社	韓国	梁山市
PACIFIC INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.	タイ	チャチャョンサオ県
青島太平洋宏豊精密機器有限公司	中国	青島市
天津太平洋汽車部件有限公司	中国	天津市

(3) 当社の株式の状況

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 90,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 54,646,347株 |
| ③ 株主数 | 3,959名 |

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	千株 3,047	% 5.7	千株 -	% -
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,679	5.0	-	-
株式会社大垣共立銀行	2,671	5.0	1,684	0.6
株式会社十六銀行	2,619	4.9	1,266	0.3
日本生命保険相互会社	2,460	4.6	-	-
第一生命保険相互会社	2,349	4.4	-	-
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	2,031	3.8	-	-
太平洋精工株式会社	1,987	3.7	39	20.0
岐建株式会社	1,860	3.5	-	-
日本興亜損害保険株式会社	1,737	3.2	-	-

- (注) 1. 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を758株（出資比率0.01%）保有しております。
2. 株式会社UFJ銀行と株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となっております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

- ①取得した株式
 普通株式 7,337株
 取得価額の総額 4百万円
- ②処分した株式
 なし
- ③失効手続をした株式
 なし
- ④当期末において保有する株式
 普通株式 751,499株

(6) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権
 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行決議の日	平成17年11月28日
新株予約権の数	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,825,938株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権付社債の残高	6,000百万円

(7) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
プレス・樹脂製品事業	人 1,701	人 +185
パルプ製品事業	776	△10
情報・サービス事業	88	+4
全社（共通）	93	+8
合計	2,658	+187

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数468人は含んでおりません。
 2. プレス・樹脂製品事業の従業員数の増加は、主に当社および米国のプレス子会社2社の人員によります。

<当社>（ご参考）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
人 1,351	人 +83	才 41.5	年 18.8

(8) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ピーアイシステム株式会社	百万円 35	100.0 %	コンピューターによる情報処理、ソフトウェアの開発・売買および賃貸ならびに情報処理機器類の売買および賃貸
太平洋産業株式会社	百万円 48	98.7 %	油脂類の売買、不動産の売買・賃貸借の仲介および管理、損害保険の代理業務、労働者の派遣業務
太平洋開発株式会社	百万円 1,126	66.1 %	ゴルフ場資産の所有・管理
太養興産株式会社	百万円 90	* 66.1 %	ゴルフ場の運営
PACIFIC INDUSTRIES USA INC. (米国)	千米ドル 47,100	100.0 %	PACIFIC INDUSTRIES AIR CONTROLS, INC.およびPACIFIC MANUFACTURING OHIO, INC.の持株会社
PACIFIC INDUSTRIES AIR CONTROLS, INC. (米国)	千米ドル 7,000	* 100.0 %	タイヤ用バルブおよび空調用バルブコアの製造・販売ならびにタイヤ用バルブコアおよびTPMS（直接式タイヤ空気圧監視システム）その他の販売
PACIFIC MANUFACTURING OHIO, INC. (米国)	千米ドル 40,600	* 100.0 %	自動車用プレス製品の製造・販売
TAKUMI STAMPING INC. (米国)	千米ドル 16,000	60.0 %	自動車用小物プレス製品の製造・販売
太平洋汽門工業股份有限公司 (台湾)	千台湾元 225,000	99.2 %	タイヤ用バルブ・バルブコアの製造・販売 自動車用・家電用プレス製品、樹脂製品の製造・販売
太平洋バルブ工業株式会社 (韓国)	百万ウォン 8,000	99.5 %	タイヤ用バルブおよび空調用バルブの製造・販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
PACIFIC INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. (タイ)	千タイ・パーツ 120,000	75.0 %	タイヤ用バルブの製造・販売
青島太平洋宏豊精密機器有限公司 (中国)	千円 20,693	55.0 %	空調用バルブ関連製品の製造・販売
天津太平洋汽車部件有限公司 (中国)	千円 122,853	100.0 %	自動車用プレス製品の製造・販売

(注) *印は子法人等による出資を含んでおります。

②企業結合の経過

- ・平成17年4月に中国において当社の100%出資子会社として天津太平洋汽車部件有限公司を設立いたしました。
- ・当期中において、太平洋開発株式会社株式を追加取得し、議決権比率は66.1%となりました。
- ・平成17年12月に太平洋開発株式会社の100%出資子会社として太養興産株式会社を設立いたしました。同社は平成18年5月24日を払込期日として、優先株式1,120株、発行価額の総額2,240百万円の新株の募集を行っております。

③企業結合の成果

連結子法人等は①の13社であり、また、持分法適用会社は2社であります。

当期の連結売上高は、682億77百万円（前期比19.5%増）、連結経常利益は、34億39百万円（前期比19.4%増）、連結当期純利益は、11億47百万円（前期比36.6%減）であります。

(9) 当社の主要な借入先等の状況

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式数	
		持株数	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,290	2,679	5.0
株式会社大垣共立銀行	2,150	2,671	5.0
株式会社三井住友銀行	1,600	651	1.2
株式会社十六銀行	1,400	2,619	4.9
日本生命保険相互会社	700	2,460	4.6

(注) 株式会社UFJ銀行と株式会社東京三菱銀行は、平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となっております。

(10) 当社の取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取締役会長	近藤 静馬	
取締役社長 (代表取締役)	小川 信也	
取締役 専務執行役員	浅井 重雄	技術本部本部長、品質保証・環境保全担当
取締役 常務執行役員	吉田 守孝	企画・管理本部本部長、企業倫理担当
取締役 常務執行役員	吉川 逸雄	営業本部本部長、情報システム担当
取締役 常務執行役員	畑 康 則	生産本部本部長、第二事業部事業部長、危機管理担当
常勤監査役	柴田 正雄	
常勤監査役	信田 勝弘	
監 査 役	金城 俊夫	財団法人岐阜県研究開発財団会長
監 査 役	間仁田幸雄	共栄大学国際経営学部教授

- (注) 1. 監査役のうち、金城俊夫氏および間仁田幸雄氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中に退任した取締役
佐野泰正氏（平成17年6月18日退任）

<当社の執行役員>（ご参考）

取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
常務執行役員	林 善 明	生産本部第一事業部事業部長
常務執行役員	森 政 己	生産本部TPMS事業部事業部長
常務執行役員	田 中 次 陸	北米事業担当
執行役員	谷 口 哲 夫	生産本部第一事業部副事業部長
執行役員	鈴木千可司	生産本部第二事業部副事業部長
執行役員	溝 部 謙 二	営業本部副本部長
執行役員	石 塚 隆 行	営業本部副本部長
執行役員	松 本 順 三	企画・管理本部副本部長

(11) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	22	百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	16	百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	15	百万円

- (注) 当社と会計監査人との監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	29,318	流動負債	22,327
現金及び預金	8,753	支払手形及び買掛金	7,745
受取手形及び売掛金	12,227	短期借入金	6,176
有価証券	106	1年以内返済の長期借入金	0
たな卸資産	5,086	未払金	5,014
繰延税金資産	708	未払費用	669
未収入金	1,825	未払法人税等	809
その他の流動資産	659	賞与引当金	1,236
貸倒引当金	△47	設備関係支払手形	365
固定資産	60,968	その他の流動負債	309
有形固定資産	33,897	固定負債	27,976
建物及び構築物	7,414	転換社債型新株予約権付社債	6,000
機械装置及び運搬具	11,381	長期借入金	9,514
工具・器具・備品	5,867	長期未払金	431
土地	5,332	繰延税金負債	7,890
建設仮勘定	3,902	退職給付引当金	266
無形固定資産	680	役員退職引当金	242
ソフトウェア	541	入会保証金	3,623
ソフトウェア仮勘定	55	その他の固定負債	7
その他の無形固定資産	83	負債合計	50,304
投資その他の資産	26,390	(少数株主持分)	
投資有価証券	24,678	少数株主持分	559
長期貸付金	27	(資本の部)	
繰延税金資産	166	資本金	4,320
前払年金費用	1,332	資本剰余金	4,578
その他の投資その他の資産	214	利益剰余金	20,659
貸倒引当金	△28	株式等評価差額金	11,285
		為替換算調整勘定	△1,098
		自己株式	△323
		資本合計	39,423
資産合計	90,287	負債、少数株主持分及び資本合計	90,287

連結損益計算書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

科 目	金 額	
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		
売上高		68,277
営業費用		
売上原価	58,397	
販売費及び一般管理費	6,783	65,180
営業利益		3,096
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	
持分法による投資利益	116	
為替差益	158	
その他の営業外収益	224	730
営業外費用		
支払利息	278	
社債発行費用	32	
その他の営業外費用	76	387
経常利益		3,439
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	11	
預託金償還益	43	
その他の特別利益	2	57
特別損失		
固定資産売却損	149	
減損損失	1,772	
その他の特別損失	5	1,927
税金等調整前当期純利益		1,570
法人税、住民税及び事業税	1,217	
法人税等調整額	△14	1,202
少数株主損失		779
当期純利益		1,147

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等の数…13社
- PACIFIC INDUSTRIES USA INC. (米国)
PACIFIC INDUSTRIES AIR CONTROLS, INC. (米国)
PACIFIC MANUFACTURING OHIO, INC. (米国)
TAKUMI STAMPING INC. (米国)
太平洋汽門工業股份有限公司 (台湾)
PACIFIC INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
太平洋バルブ工業株式会社 (韓国)
青島太平洋宏豊精密機器有限公司 (中国)
天津太平洋汽車部件有限公司 (中国)
ピーアイシステム株式会社
太平洋開発株式会社
太養興産株式会社
太平洋産業株式会社

上記のうち、天津太平洋汽車部件有限公司および太養興産株式会社については、当連結会計期間において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子法人等の数…1社 太平洋エアコントロール工業株式会社 (韓国)
(連結の範囲から除いた理由)

上記非連結子法人等は、小規模会社であり、その資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社…2社 (関連会社) 太平洋精工株式会社
(関連会社) TAKUMI STAMPING TEXAS INC. (米国)
TAKUMI STAMPING TEXAS INC. は重要性が増したため、当連結会計期間より持分法の範囲に含めております。
- (2) 持分法非適用会社…2社 (非連結子法人等) 太平洋エアコントロール工業株式会社 (韓国)
(関連会社) 株式会社太平洋久世製作所
(持分法の適用範囲から除いた理由)

上記持分法非適用会社2社については、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子法人等の決算日等に関する事項

連結子法人等のうち在外連結子法人等9社については、決算日が12月31日であり連結決算日と異なっていますが、決算日差異が3ヶ月以内であるため、決算日差異期間における重要な変動を除き12月31日現在の計算書類をそのまま使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- 時価のないもの：主として移動平均法による原価法
- ② デリバティブ：時価法
 - ③ たな卸資産：主として総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産：主として定率法。ただし、工具・器具・備品のうち、当社のプレス・樹脂製品事業の金型については定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産：定額法
- (3) 繰延資産の処理方法
- 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
新株発行費は支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上の方法
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
主として従業員の夏季賞与に充てるために、期末在籍従業員数と前回支給実績をもとに支給見込額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金
従業員および執行役員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。
 - ④ 役員退職引当金
役員の退任により支給する慰労金に充てるために、支給内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分および資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なリース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
- 金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- (8) 消費税等の会計処理の方法
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
5. 連結子法人等の資産および負債の評価の方法
- 連結子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項
- 連結調整勘定は5年間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は、発生した年度の損益として処理しております。

会計方針の変更

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。

これにより、減損損失を1,772百万円計上するとともに、減価償却費は22百万円減少した結果、営業利益および経常利益が22百万円増加し、税金等調整前当期純利益は1,750百万円減少しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 77,438百万円

2. 担保に供している資産

土地	433百万円
建物及び構築物	205百万円
定期預金	3百万円

3. 退職給付債務等の金額

退職給付債務	△8,500百万円
年金資産	7,013百万円
未積立退職給付債務	△1,487百万円
退職給付信託	2,671百万円
未認識数理計算上の差異	△118百万円
前払年金費用	1,332百万円
退職給付引当金	△266百万円

(計算の基礎に関する事項)

割引率	2.0%
期待運用収益率	3.0%

4. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却資産	291百万円
賞与引当金	468百万円
退職給付引当金	146百万円
役員退職引当金	96百万円
未払金(確定拠出年金)	211百万円
投資有価証券等	66百万円
繰越欠損金	981百万円
未実現利益	155百万円
減損損失	716百万円
その他	270百万円

繰延税金資産 小計 3,406百万円

評価性引当額 △1,651百万円

繰延税金資産 合計 1,754百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△530百万円
買換資産圧縮積立金	△788百万円
株式等評価差額金	△7,450百万円

その他	△2百万円
繰延税金負債 合計	△8,771百万円
繰延税金負債の純額	△7,017百万円

5. 保証債務 58百万円

(連結損益計算書関係)

1. 減損損失

当社グループが経営するゴルフ場（養老カントリークラブ）について、経営環境の悪化に伴い回収可能価額が低下したため、減損損失1,772百万円を計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づき評価しております。

2. 1株当たりの当期純利益 20円61銭
(潜在株式調整後1株当たりの当期純利益 19円87銭)

会計監査人の監査報告書 謄本（連結計算書類）

独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

太平洋工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 渋谷 英司 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮川 明子 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、太平洋工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い太平洋工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本（連結計算書類）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月8日

太平洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役 柴田 正雄 ㊟

常勤監査役 信田 勝弘 ㊟

監査役 金城 俊夫 ㊟

監査役 間仁田 幸雄 ㊟

[注] 監査役金城俊夫および監査役間仁田幸雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	21,233	流動負債	18,581
現金及び預金	4,673	支払手形	1,401
受取手形	709	買掛金	4,847
売掛金	9,853	短期借入金	4,894
製品	861	未払金	4,633
原材料	395	未払費用	566
仕掛品	1,371	未払法人税等	689
貯蔵品	268	預り金	71
繰延税金資産	628	賞与引当金	1,136
短期貸付金	201	設備関係支払手形	341
未収入金	2,079		
その他の流動資産	191	固定負債	22,195
貸倒引当金	△1	転換社債型新株予約権付社債	6,000
固定資産	57,282	長期借入金	7,500
有形固定資産	21,682	繰延税金負債	7,889
建物	3,809	退職給付引当金	148
構築物	446	役員退職引当金	227
機械及び装置	7,005	その他の固定負債	429
車両運搬具	17		
工具・器具・備品	5,481	負債合計	40,776
土地	2,678		
建設仮勘定	2,244	(資本の部)	
無形固定資産	716	資本金	4,320
ソフトウェア	635	資本剰余金	4,575
ソフトウェア仮勘定	68	資本準備金	4,575
その他の無形固定資産	12	利益剰余金	17,799
投資その他の資産	34,883	利益準備金	1,080
投資有価証券	20,900	任意積立金	11,842
関係会社株式	10,640	買換資産圧縮積立金	839
関係会社出資金	1,823	特別償却準備金	2
長期貸付金	25	別途積立金	11,000
長期前払費用	17	当期末処分利益	4,877
長期前払年金費用	1,332	株式等評価差額金	11,260
その他の投資その他の資産	172	自己株式	△217
貸倒引当金	△28	資本合計	37,739
資産合計	78,516	負債及び資本合計	78,516

損 益 計 算 書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

科 目	金	額
(経常損益の部)	百万円	百万円
営業損益の部		
営業収益		51,810
売上高		
営業費用		
売上原価	44,068	
販売費及び一般管理費	5,276	49,345
営業利益		2,465
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	400	
その他の営業外収益	474	875
営業外費用		
支払利息	177	
社債発行費	32	
その他の営業外費用	25	235
経常利益		3,104
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	11	
その他の特別利益	0	12
特別損失		
固定資産売却損	110	
関係会社株式評価損	274	
関係会社支援損	874	1,259
税引前当期純利益		1,857
法人税、住民税及び事業税	1,042	
法人税等調整額	34	1,077
当期純利益		780
前期繰越利益		4,258
中間配当額		161
当期未処分利益		4,877

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

- (1) 製品・原材料・仕掛品・貯蔵品：総平均法による原価法
- (2) 有価証券
 - ①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
 - ②その他有価証券
 - 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産：定率法。ただし、「工具・器具・備品」に含まれるプレス・樹脂製品事業の金型については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産：定額法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 重要な引当金の計上の方法

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の夏期賞与に充てるために、期末在籍従業員数と前回支給実績をもとに支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員および執行役員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
- (4) 役員退職引当金
役員の退任により支給する慰労金に充てるために、支給内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

5. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権について、振当処理を採用しております。また、金利スワップについて、特例処理を採用しております。

7. 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	2,296百万円
関係会社に対する長期金銭債権	9百万円
関係会社に対する短期金銭債務	524百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	69,028百万円
3. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
減価償却資産	196百万円
賞与引当金	452百万円
退職給付引当金	133百万円
役員退職引当金	90百万円
未払金（確定拠出年金）	209百万円
その他	676百万円
繰延税金資産 小計	1,757百万円
評価性引当額	△524百万円
繰延税金資産 合計	1,233百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△530百万円
買換資産圧縮積立金	△515百万円
株式等評価差額金	△7,447百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債 合計	△8,494百万円
繰延税金負債の純額	△7,261百万円
4. 保証債務	3,372百万円
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	11,260百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高	
売上高	4,463百万円
仕入高	3,407百万円
営業取引以外の取引高	370百万円
2. 1株当たりの当期純利益	13円64銭
(潜在株式調整後1株当たりの当期純利益)	13円15銭)

利益処分案

摘 要	金 額
当期未処分利益	4,877,112,890 ^円
買換資産圧縮積立金取崩額	60,684,749
特別償却準備金取崩額	1,104,107
合 計 これを下記のとおり処分します。	
利益配当金 (普通配当1株につき 5円)	269,474,240
役員賞与 (監査役分 5,000,000円を含む)	45,000,000
別途積立金	1,000,000,000
次期繰越利益	3,624,427,506

(注) 平成17年11月10日の取締役会決議により、平成17年9月30日現在の株主に対し、161,694,501円(1株につき3円)の中間配当を実施しました。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月2日

太平洋工業株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 洪谷 英司 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮川 明子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、太平洋工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、決裁書類等重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。

また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月8日

太平洋工業株式会社 監査役会

常勤監査役	柴田	正雄	㊞
常勤監査役	信田	勝弘	㊞
監査役	金城	俊夫	㊞
監査役	間仁田	幸雄	㊞

[注] 監査役金城俊夫および監査役間仁田幸雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第82期利益処分案承認の件

当期の利益処分案は、前記「添付書類」24頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主のみなさまへの利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、中・長期的視点での企業体質の充実・事業構造の変革を推進し、更なる発展を目指しております。配当金につきましては、安定的・継続的な配当を基本に、当社ならびに当社グループの業績の状況や経営環境などを総合的に勘案しておこなう方針でございます。

この方針により、当期の利益配当金につきましては、株主各位の日頃のご支援におこたえするため、普通配当を5円とさせていただきたいと存じます。これにより、通期の配当金は、すでにお支払いしました中間配当金3円と合わせ、1株につき8円となります。

当期の役員賞与につきましては、当期の業績、その他諸般の事情を勘案し期末時の取締役6名および監査役4名に対し、役員賞与45,000,000円（うち監査役賞与5,000,000円）を支給いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第19条（取締役会の設置）、第31条（監査役および監査役会の設置）、第39条（会計監査人の設置）を新設するものであります。
 - ②会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
 - ④会社法施行規則第94条第1項等の規定に従い、株主総会参考書類等をホームページへ開示した場合には、一定事項を除き、書面での提供を省略することができるよう、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法

により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

- ⑥会社法第427条第1項の規定に従い、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第30条（社外取締役の責任免除）、第38条（社外監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、第30条につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑦定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑧旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑨上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

- (2) 平成16年6月より経営監視機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入いたしました。

取締役会は、経営の基本方針の決定と業務執行の監督を行う機関と位置づけ、その機能を効果的・迅速に果たすため、取締役の数を減員しました。

つきましては、現行定款第16条（員数および選任）および第19条（代表取締役）について、役員員の員数および代表取締役の員数を減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、電子公告によりおこなう。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 <u>中部経済新聞および日本経済新聞に掲載しておこなう。</u>	第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって <u>電子公告による公告をすることができない場合は、中部経済新聞および日本経済新聞に掲載しておこなう。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行する株式の総数は、90,000,000株とする。 <u>ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第5条 当会社の発行可能株式総数は、90,000,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>② <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨(以下「買増し」という。)を請求することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>② <u>前項の規程にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する<u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。</u></p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第10条 <u>当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類および株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続き、その他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類および株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める「株式取扱規程」による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、委任状を当会社に差出さなければならない。</p>	<p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>15名以内とし、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(補欠選任)</p> <p>第18条 取締役欠員を生じても、<u>法定数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任をおこなわないことができる。</u></p> <p>② <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 当社を代表する取締役は<u>5名以内とし、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議により、<u>取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第21条 取締役会は、<u>取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が空席または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第19条 <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>(員数および選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は<u>10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>③ 取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 当社を代表する取締役は<u>3名以内とし、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>② <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第24条 取締役会は、<u>取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が空席または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第22条 取締役会の議長は、取締役会長がこれにあたる。ただし、取締役会長が空席または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第26条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会において選任する。</p>	<p>② 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、短縮することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役会長が議長にあたる。ただし、取締役会長が空席または事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序にしたがい、他の取締役が議長にあたる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数および選任)</p> <p>第32条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 監査役の選任は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当社は、法令の定める監査役の数に欠けた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</p> <p>② <u>補欠監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>③ <u>第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(補欠選任)</p> <p>第29条 監査役に欠員を生じても、法定数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任をおこなわないことができる。</p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>各監査役が招集する。</u></p> <p>② 前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p>	<p>② 監査役の選任は、<u>議決権</u>を行使することができる<u>株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>(削 除)</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(補欠選任)</p> <p>第34条 監査役に欠員を生じても、法定数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任をおこなわないことができる。</p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第36条 監査役会は、<u>あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。</u></p> <p>② 前項の招集は、各監査役に対し会日より2日前までに、その通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、3月31日を決算期とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第39条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定による金銭の分配(中間配当という)をおこなうことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第44条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第46条 <u>期末配当金および中間配当金は、支払開始の日より満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>② <u>未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

現取締役全員6名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する当社株式数
1	小川 信也 (昭和22年9月8日)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株))入社 昭和56年1月 同社退社 昭和56年2月 当社入社 昭和58年6月 取締役購買部長 昭和60年6月 常務取締役 平成元年3月 専務取締役 平成2年2月 取締役副社長 平成8年6月 取締役社長 現在に至る	242,705株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
2	吉田 守孝 (昭和16年8月23日)	昭和36年1月 当社入社 昭和63年3月 大阪営業所長(部長) 平成5年4月 太平洋汽門工業股份有限公司出向(総経理) 平成11年4月 理事総合企画部長 平成11年6月 取締役総合企画部長 平成16年6月 取締役常務執行役員 現在に至る	25,000株
3	吉川 逸雄 (昭和17年9月12日)	昭和41年3月 当社入社 昭和63年3月 企画室長(部長) 平成9年6月 理事第二事業部生産管理部長 平成11年6月 取締役制御機器事業部事業部長 平成16年6月 常務執行役員T P M S 事業部事業部長 平成17年4月 常務執行役員営業本部本部長 平成17年6月 取締役常務執行役員 現在に至る	25,000株
4	畑 康則 (昭和20年9月25日)	昭和45年4月 当社入社 平成5年4月 東京支店長(部長) 平成10年4月 理事タイヤバルブ事業部副事業部長 平成11年6月 取締役タイヤバルブ事業部事業部長 平成16年6月 常務執行役員タイヤバルブ事業部事業部長 平成17年4月 常務執行役員生産本部副本部長、第二事業部事業部長 平成17年6月 取締役常務執行役員 現在に至る	25,000株
5	大庭 正晴 (昭和26年4月1日)	昭和48年4月 トヨタ自動車工業(株)(現トヨタ自動車(株)) 入社 平成5年1月 トヨタ自動車(株)車両設計部計画室長 平成12年1月 トヨタ自動車(株)第3シャシー設計部長 平成17年1月 トヨタ自動車(株)レクサスシャシー設計部長 平成18年1月 当社へ出向 企画・管理センター長付理事 平成18年4月 常務執行役員技術本部副本部長 現在に至る	—
6	林 善明 (昭和22年2月7日)	昭和44年4月 当社入社 平成5年4月 技術開発室長(部長) 平成9年6月 取締役第一技術部長 平成15年4月 取締役プレス樹脂事業部副事業部長 平成16年6月 常務執行役員プレス樹脂事業部副事業部長 平成17年6月 常務執行役員生産本部副本部長、第一事業部事業部長 現在に至る	30,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式数
高橋 勝弘 (昭和18年12月20日)	昭和63年7月 監査法人トーマツ代表社員就任 平成9年6月 監査法人トーマツ退社 平成9年8月 公認会計士・税理士高橋勝弘事務所開設 現在に至る	—

(注) 補欠の監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます近藤静馬氏および浅井重雄氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

近藤静馬氏および浅井重雄氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
近藤 静馬	平成5年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役会長 現在に至る
浅井 重雄	平成6年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る

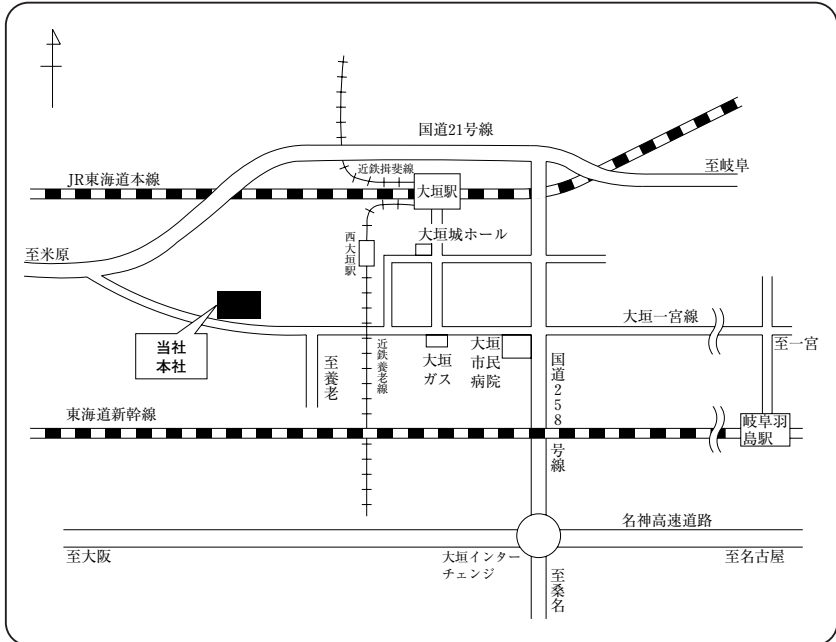
以上

株主総会会場ご案内

岐阜県大垣市久徳町100番地

太平洋工業株式会社 本社本館311会議室

TEL (0584) 91-1111 (大代表)



交通のご案内

- J R 東海道本線「大垣駅」からタクシーで約10分
- 名神高速道路「大垣インターチェンジ」から約20分
- 東海道新幹線「岐阜羽島駅」からタクシーで約35分